

学校法人自然学園に対する私立学校運営費補助金について、教職員の勤務実態を確認したところ山梨県補助金等交付規則第15条第1項第2号に該当すると判明したことから、同規則第15条第3項により遡って交付決定の一部を取り消し、同規則第16条第1項及び第17条第1項に基づき取り消し額の返還及び加算金の納付を求めることとする。

平成26年度交付決定分の取り消し額 1,614,000円

平成27年度交付決定分の取り消し額 1,585,000円

加算金 受領の日から納付の日まで年10.95%